

災害時における屋外広告物の応急対策等に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県広告美術塗装業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における屋外広告物の応急対策等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奈良県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、県内に設置された屋外広告物を対象に行う安全確認及び、危険と判断された甲所有の屋外広告物の撤去等に関する業務（以下これらを「応急対策等」という。）について乙の協力を得て円滑に実施することで甲の活動体制及び市町村の応援体制を確立し、災害による被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急対策等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に対し、応急対策等を実施する地域、期間その他必要と認める事項を明らかにし、要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭によることができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、速やかに応急対策等を実施する体制をとり、必要な人員等を提供し、甲の指示に従い実施するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は協力要請を受けた場合に応急対策等を円滑に実施するため、乙の構成員の担当区域をあらかじめ定め、協力体制の整備をしておくものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、協力要請を受けた場合、応急対策等の完了後、甲に対し速やかに活動報告書（様式第2号）により完了報告をしなければならない。

（費用の負担等）

第6条 この協定書の応急対策等に要した費用のうち、屋外広告物の状況調査については乙の負担とし、甲が所有する屋外広告物で危険と判断された物件の撤去等については、原則として甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生時における標準工事価格とする。

（災害補償）

第7条 第3条の規定により、応急対策等に従事した者が、そのために負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における損害は、乙の責任により処理するものと

する。

(連絡責任者)

第8条 この協定による適正な事務執行のため、甲乙それぞれに連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては奈良県景観・自然環境課長、乙にあつては奈良県広告美術塗装業協同組合理事長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月10日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井正吾

乙 奈良県天理市東井戸堂町412の10の202

奈良県広告美術塗装業協同組
理事長 井岡重政

(様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

奈良県広告美術塗装業協同組合理事長 殿

奈良県知事 荒井正吾

災害時における屋外広告物の応急対策等に関する要請書

災害時における屋外広告物の応急対策等に関する協定書第2条に基づき、下記により
応急対策等を要請します。

記

- 1 災害状況及び応急対策等を要請する理由
- 2 応急対策等を要請する期間
- 3 応急対策等を希望する地域
- 4 その他応急対策等に必要な事項
- 5 奈良県の連絡窓口
 - (1) 所属
 - (2) 担当者 (職・氏名)
 - (3) 連絡先

(様式第2号)

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾 殿

奈良県広告美術塗装業協同組合理事長

災害時における屋外広告物の応急対策等に関する活動報告書

災害時における屋外広告物の応急対策等に関する協定書第5条に基づき、応急対策等の活動状況を下記により報告します。

記

1 活動状況等

活動年月日	活動場所	活動部隊	活動内容
		人員 人 車両 台	
		人員 人 車両 台	
		人員 人 車両 台	

2 その他必要な事項